

都市産業常任委員会

平成25年7月30日

葛城市議会

都 市 産 業 常 任 委 員 会

1. 開会及び閉会 平成25年7月30日(火) 午後2時00分 開会
午後4時37分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 川 辺 順 一
副委員長 溝 口 幸 夫
委 員 岡 本 吉 司
" 阿 古 和 彦
" 寺 田 惣 一

欠席した委員 委 員 西 川 弥三郎

4. 委員以外の出席議員 議 員 中 川 佳 三
" 春 木 孝 祐
" 朝 岡 佐一郎
" 西 井 覚
" 吉 村 優 子
" 白 石 栄 一
" 南 要

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長 山 下 和 弥
副 市 長 杉 岡 富美雄
都市整備部長 矢 間 孝 司
都市整備部理事 中 裕 晃
建設課長 石 田 勝 則
" 主査 西 川 勝 也
都市計画課長 松 村 吉 章
市民生活部長 生 野 吉 秀
人事課長 下 村 喜代博

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 寺 田 馨

書 記

西 川 雅 大

〃

新 澤 明 子

7. 調査案件（所管事項の調査）

給食センター予定地（葛城市寺口1666番地1）の建築物の取得に関する事項について

開 会 午後2時00分

川辺委員長 それでは、委員会を始めたいと思います。ただいまの出席委員は5名で、定足数に達しておりますので、これより都市産業常任委員会を開会いたします。

皆さん、こんにちは。大変暑い日が続いておりますが、皆さん、体はいかがでございましょうか。中国地方もえらい大雨で死者が出たということで、本当にご冥福をお祈りいたしたいと思います。

きょうはまたこの委員会でございますが、最後まで、皆さん、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

以上でございます。

委員外議員の紹介をさせていただきます。白石議員、中川議員、春木議員、朝岡議員、西井議員、南議員、吉村議員、以上でございます。

お諮りいたします。一般の傍聴の申し出が4名あります。一般の傍聴を許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川辺委員長 ご異議なしと認め、一般の傍聴の入室を許可いたします。

(傍聴者入室)

川辺委員長 なお、発言される場合は必ず挙手いただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに切りかえるようお願いいたします。

ここで、溝口副委員長と職務を交代させていただきます。

溝口副委員長、よろしくお願ひいたします。

(正副委員長交代)

溝口副委員長 それでは、委員長から引き継ぎまして、当委員会の進行をさせていただきます。

ただいまから、調査案件に移ります。

所管事項の調査であります給食センター予定地（葛城市寺口1666番地1）の建築物の取得に関する事項についてを議題といたします。

葛城市寺口1666番地1に当たる建築物の取得の経緯及び建築確認の有無に関する事項について、理事者側より説明を求めたいと思ひます。

矢間部長。

矢間都市整備部長 皆さん、こんにちは。都市整備部の矢間です。よろしくお願ひします。

前回から、建築確認の有無ということで宿題をいただいておりますので、そのご報告をまずさせていただきますと思ひます。

葛城市寺口1666番地1に当たる建築物及び工作物が違法かどうかについては、特定行政庁である高田土木事務所に問い合わせた結果を踏まえまして、回答させていただきます。

まず、建築物についてですが、当該建築物は建築基準法第7条の完了検査を受けていない手続違反ということでございます。

次に、既存の石積み擁壁については、建築基準法第88条の規定により確認申請が必要です

が、確認申請がなされていない違反工作物となります。

以上、簡単ですけれども、ご報告とさせていただきます。

溝口副委員長 ただいま理事者側より説明をいただきましたが、このことについてのご意見がありましたらお伺いいたしたいと思います。

岡本委員。

岡本委員 今、部長の方から説明があったわけですが、今、建築基準法第7条に基づく完了検査を受けていないというふうなことをおっしゃったわけですが、今問題になっておるのは、建築確認がおりてるかおりてないかということが議題になっておることですので、前回にも言いましたように、言葉は悪いですが、すりかえるような説明では困ると思えますし、前回も言いましたように、当初に建築確認申請が出てる段階で石垣を積みますということで確認申請が出ていないということですので、今おっしゃるように、本当にその建築確認がおりてるのかおりてないかという一番焦点のことに絞っていかないと、その焦点をずらしていくというのか、そういうようなことになってきたら、議論の対象が外れていくのと違うのかなということですので、部長、その辺、もう一度よく考えて答弁してください。

溝口副委員長 矢間部長。

矢間都市整備部長 岡本委員のご指摘ですけれども、建築基準法の第6条の建築確認に関してですけれども、この1666番地1にある建築物については確認済証が出ております。

以上です。

溝口副委員長 岡本委員。

岡本委員 今、部長の方から、第6条に基づく建築確認済みが出ているということをはっきりおっしゃいました。

今まで理事者側として、建築確認がおりてないということで、1年間この委員会でおっしゃってきたわけです。それに対して川辺委員が、6月の一般質問の中で建築確認がおりてない、建築確認がおりてないものを買うとはっきりおっしゃってるわけです。せやから、その議論をこれからはっきりしていかないと、本当に違法の建物を購入したものか、本当に税金の無駄遣いをやったものか、私にいろいろなことでご質問を受けているわけです。それに対して理事者側もはっきりと責任ある答弁をしてもらわないと、私の名前が出て、これだけ議場で、区長が44人おられる中で、20人近く傍聴に来られているわけです。その中ではっきり川辺委員の方から、建築確認がおりてない、はっきり明言されているわけです。この川辺委員の、一般質問のこの中を見ていったって、もう当初から確認がおりていないという前提で、まあ言うたら質問されている。それに対して、理事者側として検査済みがおりていないからどうのこうの、それは全然別の話と違いますか。その辺をきちっと答弁をしてもらわないと、川辺委員が一般質問に対して、川辺委員が調査委員会を設けてくださいということで議長に申し出をされて、所管の委員会ですそれを議論するという事になってるわけです。ですから、建築確認がおりてないという事が、今、部長の方からはっきり建築確認がおりてるということを言われているわけやから、川辺委員の一般質問に対してどういうふうに理事者の方は考えておられるのか、また川辺委員がどのような形で建築確認がおりてないというこ

とを決めつけて一般質問をされたのか、それを教えていただきたいと思います。

溝口副委員長 まず、理事者側の見解やね。

副市長。

杉岡副市長 まず今回の、この前にも私の方から今回の調査案件として立ち上げられた経緯につきまして、今まで総務文教常任委員会の中で担当部長等と答弁させていただきました中で、建築確認という問題につきまして再度説明させていただきますと、先ほど矢間部長が申しましたように、あの寺口の1666番地1に存在いたしますのは、建物とそれに係ります外壁をなしております擁壁が現存としてあるわけでございます。したがって、建築確認の、今までの春木議員のいろいろご質問いただいた中におきまして、その議事録等を見させていただきますと、その部分が建築の建物だけに限定されたものか、またあの崖地に対しますあの構造物、石垣がうまく利用できるか、その辺のことに关します質問であったと、このように認識しておるわけでございます。したがって、今回今いみじくも岡本委員がおっしゃいました現存としてございます建物と石垣というのは、今現在一体のものでございます。それを抜きにして建築確認あるなしを議論すべき問題ではないかと思ひます。

また、今回、本質と申しますのは、せつかく市の貴重な財産として受け継ぎました財産を、給食センターとして新たに利用させていただきます。今まで、いろんな計画の中で実行できなかったものが、新たな必要となります給食センターの建築におきまして、有効利用させていただくためのものでございます。しかし、議論の中で、それはやはり違う建物の、クラインガルテンの事務所とか販売所とか、また宿泊施設とかとは、その辺は定かではないわけなんですけれども、あれを利用する目的で買ったものだというふうな議論の中から、給食センターに使えるか使えないかということが約2年にわたって議論をいただいたわけでございます。最終的には今現在取り壊しをさせていただきますして、皆さんのご理解を求めまして給食センターの用地として使用させていただくわけでございます。

しかしながら、この議論の本質は何かと申しますと、いろいろと2年間にわたりまして審議されました中での、建築確認があるなしでなしに、あの建物が計画されましたクラインガルテンの事務所なり、また販売所なり、休息施設として利用できるという主張の中から今回調査させていただきました中で、どうもあのままでは非常に使い勝手の悪い建築物、改めて目的を定めまして再度建築確認をとりまして、目的のところに使えるかどうかということに关しまして、正式に書類を出しまして審査を求めなければ解決が見出せない、そのような建物でございますので、今現在我々が提案させていただきました、あれを取り壊しさせていただきますして、新たな給食センターの用地として利用させていただくものが、皆さんからのご理解を賜りまして、一番いい形の中でご決定いただいたというふうに感謝しておる次第でございます。

以上でございます。

溝口副委員長 川辺委員。

川辺委員長 今、岡本委員からご質問がありましたように、だいぶ前にこの総務の委員会で、「私はあの物件に関しては保存登記してあるから買うのは問題ない、それに保存登記してあるから

建築確認とかとれてるものやと思ってたので、建築確認がとれてないのは知らなかった」と言われております。これは事実だと思いますが、それに関して、何か、建築確認、こんなん、概要書いうの持ったはりまんのものやろ。

(「持ってまっせ」の声あり)

川辺委員長 見せておくんなはれ、1回。

確認させてもらう。あるのかないのか、あるある言うたはったから。

委員長、ちょっとごめん、見てくれはりますか。

これ、岡本委員、悪い、聞きまんねんけど、どこから手に入れられはりましたか。

岡本委員 高田土木に行つて。

川辺委員長 これ、高田土木ですか。

岡本委員 高田土木からちゃんともうてますよ。

川辺委員長 ちゃんと見とくなはれ。わしのはこれだんねん。

溝口副委員長 いやいや、とにかく発言は私が指名してから起立して。

(「委員長、ちょっと仕切つて、ちゃんとやつて」の声あり)

溝口副委員長 川辺委員。

川辺委員長 私もこれ、高田土木の方で仕入れてまんねん。岡本委員も高田土木へ行つてはる、これは。コピーしてもうてきはりましたん。お金何ぼ払われましたか。

岡本委員 10円払いました。

溝口副委員長 いやいや、ちょっと、発言は。やりとりはしないように。

川辺委員長 ほんなら、言うとくなはれ、岡本委員。わし、今言うたこと。構しまへんか。

溝口副委員長 今、川辺委員が言われた内容について答えてください。

岡本委員 高田土木でちゃんと書類の手続をして、きちつともうてますよ。

川辺委員長 そうですか。ほんなら、これ、何で一緒と違うの。

寺田委員 手を挙げないかん。

溝口副委員長 川辺委員。

川辺委員長 これ、何で一緒と違うのかな、この岡本委員のは。

委員長、これ、今、確認させてもうたら、これが一緒と違いまんねんやわ。それで、どういう違いかなと思って聞きたいんです。

溝口副委員長 物が。

川辺委員長 違いまんねや、私のは、これ。

(発言する者あり)

川辺委員長 何。黙つてて。

(「静かにせい、委員外議員」の声あり)

川辺委員長 退場してもろて、しゃべるの。

(「静かにちゃんと聞け」の声あり)

溝口副委員長 質問の内容を言ってください。

川辺委員長 それで私のはちゃんと印鑑もうて、ちゃんともうてまんねん。お金払うて。岡本委員の

は今確認したら、印鑑がないということ。それでどういうことかなと思いますねん。

溝口副委員長 岡本委員。

岡本委員 それ、ちょっと見せてください。

川辺委員長 どうぞ。

溝口副委員長 岡本委員。

岡本委員 今ここに、赤で判を押してあるのは、「この書面に記載されている道路種別は、県の道路調査の結果と異なる場合がありますので、道路種別の判断については別途窓口でご相談ください」、この文章が書いてあるわけです。今、川辺委員がそこまでおっしゃるのであれば、何月何日に高田土木へ行かれましたんですか。

溝口副委員長 川辺委員。

川辺委員長 私は7月2日。7月2日か3日やと思います。日にち、どっちかやと思います。日にちたってあるからわからへん。2日か3日ですわ。

溝口副委員長 岡本委員。

岡本委員 それなら、今おっしゃるように、7月2日か3日にこの今言うてる検査済証をとりに行かれましたんやろ。6月20日に質問してもうとるわけです。一般質問で。そのときには、これは持ってはらしまへんのやろ。

川辺委員長 そうです。

岡本委員 ということは、今頭の中では、建築確認はおりてないという頭で質問してくれてはるわけです。違いますのか。

溝口副委員長 川辺委員。

川辺委員長 あの時点では、建築確認というのは、私も常識ある人間だんねん。家建てるのは申請したら建築確認がおりまんねん。これはもう私、昔から知ってまんねん。私が言いたいのは、検査済みというのが頭に、そのときになかっただけで、建築確認なんか申請したらすぐおりまんがな。要は。私は、そういう認識でしてん。

溝口副委員長 岡本委員。

岡本委員 ほんなら、川辺委員、そこまでおっしゃるのであれば、前から理事者から言われているのは、建築確認の確認済みがないということで1年間、今まで来たわけです。今、おっしゃるように、今初めて検査済みということをおっしゃってるわけです。建築確認と検査済みとどう違いますの。

溝口副委員長 川辺委員。

川辺委員長 いや、だから、この間も説明させてもらったとおり、高田土木の建築課へ行っ、ちゃんと閲覧させてもらて、皆、台帳も見せてもらて、これは完了済みで検査済みということでおりのわけ。私、この間説明させてもらいました。ちゃんと。そのとき、うそやと言わはった発言もありまっしゃろ。誰か知らんけど。ちゃんと調べてまんねん、だから。

せやから、わし、これ、私もお金払うてちゃんと、今そんなん、これ道路、何か言うてはるけど、そんな難しい話は知らん。金払うたらこれ黙って押ししてくれまんねん、原本のコピーしたら。だからそれ聞いてまんねん。原本のコピーしはりましたんか。

岡本委員 そらそうです。

川辺委員長 ほんなら、何で押してないのかな。理事者、わかるか、これ。理事者、これ。わしのはこれ押したある。

溝口副委員長 岡本委員。

岡本委員 今、川辺委員にお尋ねしてるのは、検査済みおりたあると思てたという話やけども、検査済みと建築確認済みと中身違うわけですやんか。せやから、6月20日時点で建築確認済みがおりてないと、これは何遍も質問してくれてはるわけですやん。それに対して、なぜ今になって、検査済みという話が出てくるのか。それを聞きたいわけです。

そうでっしゃろ。これ、検査済み、検査済み言うて、これは理事者側から出てきた話ですやんか。今まで建築確認済みはないねんと、せやから違法建築やと、川辺委員もはっきり言うてはりまんがな。違法建築買うてまんねんやろと、こう言うてはるわけですやんか。途中で理事者側から検査済みがないからという話にすりかわってきてるわけですやんか。

今、川辺委員がおっしゃってはるのは、検査済みという話は一つも出てきてませんねん。建築確認がおりてない。もっと言うたら、市長の方からも職員が調べたところ、建築確認申請は出てあるけども確認済みがおりてないねんというて、はっきり理事者側は言うたはるわけですやんか。それに対して、一つも検査済みという話は出てこんと、今になって何で検査済みの話が出てくるんだと、それを私は川辺委員に聞いてまんねんや。

だから、おっしゃるように、7月2日か3日か知らんけども、それを調べてきたということであらう。ところが、6月20日時点では、その書類がないわけですやんか、手元に。ないということは、理事者側から言われたんか、誰に聞かれたんか知らんけども、建築確認済みはないという前提で、これずっと一般質問してはるわけですやんか。それに対してきょうになって、検査済みがおりてないからどうのこうのと言われるけども、検査済みと建築確認は別の話ですやんか。そこら、どういう考えを持ってはりまんの。

溝口副委員長 少なくとも委員会のこのやりとりは、委員同士のやりとりというのは、今私が進めますけども、原則的には禁じられた中身ですので、やりとりは。

今、問題になってるこの1666番地1の建築確認があるかないかという問題が、当委員会に付託された調査案件なんです。

過去に給食センターの候補地として総務文教常任委員会でいろいろと議題になった中で、この建築確認の有無というこの言葉の中身を、理事者側はどこまでのことを捉まえてやりとりをしてきたかというのを答えていただきたい。今言われているのは、建築確認があるかないかというのが、検査済証がおりにあるかおりにないかまで、要するに最終段階までの結果を求めているのか、建築確認というのは最初に申請を出して受理されて、確認済証が出てきたら、一般的に建築確認があるないということで理事者側は捉まえているのか。建物が全て建った後に、高田土木が検査に入ってオーケーですよと検査済証が交付されて初めて、一般的に言われる建築確認があるなしを捉まえているのか。ここをはっきりしないと、議論が全く違うレベルで話ししても始まらない話です。だから、理事者側の見解として、答弁してください。副市長。

杉岡副市長 まず、この建築確認云々の議論がなされましたのは、平成24年9月13日の総務文教常任委員会。春木委員の質問の中に、「それは、いわゆる一般的な、法的な建築基準というものがありますよね。あそこの特に崖地ということがあって、それはそれなりに一定の制約があるわけですが、そういうものがあのままの状態」というふうなくだりの質問がございました。それに対しまして、当時の教育部長でございます、「俗に申しますお城の建築に関しまして、建築確認が出されていないというようなことございまして」という、これがまず第1点の議論の始まりやと思います。これは、先ほど申しましたように崖地に関しまして、部長が建築確認、いわゆる88条の建築確認の申請が出されていないということの答弁であると、このように理解しております。

また、平成24年11月30日でございます。同じく総務文教常任委員会の中で、「現在の建築確認をとっていくという点では、今の擁壁というんですか、現在のままではそのままにしてこの場所に建設するというのはなかなか難しいのではないかというような話が聞いたことがあるんですが、実際のところは」というふうな質問がなされております。この件に関しましても、当時の教育部長の方から、「県の方に問い合わせましたところ、擁壁、建築確認が当初建築のときに出ていないということがございます」というくだりの答弁をしております。

また、今年の平成25年3月26日、下村議員の質問の中で、「私は総務文教常任委員会に入っていないんですけれども、その中で中嶋教育部長が通称お城、これについて建築確認がなされていないということを、その委員会の中で述べられたということ、私も小耳に挟んだ」というふうなくだりの中で質問をされております。それで、その委員会の方の答弁といたしまして、中嶋部長の方から「建築確認が全くされていないというふうなお答えをしたように思っていたんですけれども、建築確認の書類が出ておるんですけれどもそれに対して許可がおりていないと申しますか、今建築確認ができる状況でないというふうに申し上げたらよかったですけれども」というふうなくだりで、答弁をさせていただいておるわけでございます。

そのようなことで、先ほど私の方から申し上げますように、まず建築確認の申請を出されたら、やはりそのことに関しまして確認のものを提示いたしまして、掲示をいたしまして建築確認し、その完成の中で中間検査、また引き渡しを受ける前に7条の検査済証の交付の手續をいたしまして、建築が終わったというふうに考えております。

この前の答弁もいたしましたように、今現在あの敷地に関して、新たな許認可を、開発の許可等を計画する前に、あの擁壁と建物というのはやはり一体のものとして取扱いされておりますので、この前の答弁でいたしましたように、建物だけを指してどうのこうのでなしに、擁壁も含めた一体のものとして建築確認云々という議論がなされておる、このように理解しております。

以上でございます。

溝口副委員長 委員長として、質問を投げかけてもいけないんですが、川辺委員の一般質問はどこを指して言われてるんですか。要するに、建築確認がないと言われている、一般質問をされましたね。それは、理事者側が言っている中身と川辺委員が一般質問された中身とは、一致し

てるんですか。

川辺委員。

川辺委員長 私はさっきも言うたように、建築確認はもう申請したらおりののは、若いときから知ってまんねん。ただ、建築確認済みというのが、正直な話、これがなかったらあきまへんねや。

私の近辺でも、前にも話したように、家を建てはったのはええけど何で住まわれへんのやと言うたら、違法建築やと言われて何年もかかって申請して申請して住んではる農家住宅もありまんねや。だから、わし、そのとき聞いてるわけだんねん。

だから、その建築確認済みという言葉が出なかったのが、理事者の方も落ち度やと思うねん、これは。

だから、建築確認、確認とこだわってるからあかんということや。建築確認済みというのをもらわなあかんねん。完了したら完了届出して、それで検査済みというのをもらうわけだんがな。そうでっしゃろ。当たり前のことを言うてまんねんで、わし。

溝口副委員長 岡本委員。

岡本委員 まず、川辺委員の今おっしゃるのように、通常は建築確認、確認と、こう言うてるわけです。おっしゃる正式的に確認済みということやねんけども、理事者側としても、ここに市長がおいでやけども、市長も総務文教常任委員会的时候も、開発公社から一般会計に買い戻すときに初めて建築確認がおりてないということがわかりましてん、おわびしますと、こう、市長が発言してはるわけですやん。せやから、川辺委員がおっしゃるのように、建築確認申請を出して、今言うてはりますやないか、川辺委員が。建築確認済みがおりへんかったら建物建てられしませんねやろ。せやけどこれ、建築確認済みおりてるわけですやん。せやから建物建つとるわけですやろ。それを今、理事者側も理事者の責任と言われるけども、理事者側もはっきり言うてはるわけですやんか。建築確認済みがおりてないねんと、はっきり言うてはるわけや。今、杉岡副市長の答弁であつたら、いかにもこの建物は使われへんという意識で言うてはるわけや。

私の言うてるのは、一番当初、農家住宅で建築確認をとられたときに、石垣も入ってまへんがなということ言うてるわけです。それやったら、今の公共で使うとしたら、今副市長がおっしゃるよういいろんな面できていかなあかんわけやけど、わしが前から言うとするように、何もあえて今の城のあるところへ給食センター建てなあかんて、誰も言うてまへんがな。もっとほかの場所でも、もっと道の広いところでも、給食センターは必要やと、ほかへ建てるのはどうですかという話をしてるわけですやん。それを、前回のときにも、今調査をしたという話やけども、前回の7月8日、そのときの委員会、私の記憶が間違うとるかもわからへんけども、そんな調査してません、取り壊ししかないねんとはっきり言うてはるわけですやんか。そうですやろ。

それに今調査したらと言われるわけやけど、今私の言いたいのは、その建ってる当時、本当に建築確認申請も出ない、建築確認済みもおりてないということで議論されてきましたんやろと言うとるわけです。それを、今の形にしたらどうのこうの、そんな話が出てくるんやったら、何もこの場所に建てんでも、ほかの場所で、3億円かけるねんやったら場所はある

のと違いまっかということは言うてますやんか。だから、わし、この前副市長に言いましたやろ。この城が邪魔やねんとはっきり言わはったらどうでっかと。道の駅を今の場所に持っていくねん、給食センターも建てなあかんねん、どうしてもこの城が邪魔になるねん。はっきり言わはったらどうでっかと言うてますやんか。そうしか、今委員長が言うてくれてはるように、建築確認、確認済みがありませんと言うてきて、今になって検査済みがあれへんからあかんねんとか、そんな話と違いますやないか。今まで何遍も言うてきたあるように、市長も副市長も部長も、総務文教常任委員会で1年間、議員に対して、それは今、川辺委員が言われたように、確認済みない、確認済みない、建築確認おりてないと、もっとはっきり言わんかという話もあるけども、おたくらは建築確認、確認済みということを意識して言うてはるとわしは思ってるわけや。そうですやろ。それを、今になって、確認済みが意識してないということになるのか。

寺田委員 ちよっと話ずれてる。

岡本委員 ずれてまへんがな。建築確認済みですやろ。

溝口副委員長 寺田委員。

寺田委員 今、岡本委員がおっしゃってるのは、なるほどわかります。しかし、この流れはどういう流れやというたら、流れを一遍考えてみなさいよ。藤井本委員長のときからずっとこれ2年間やってまんねんで。この話。総務文教常任委員会で。引き延ばし引き延ばしされて、2年間かけて、1年間で700万円ほどかかりまんねんや。維持管理費。これ、9年ほってあったら五千何ぼかかるねんやんか。何ぼかかるのやろ。かかってきたら、ずっとそのまんまほっとけまんのんかい。その辺からきっちり話ししていかな。違いまっか。

あれ、開発公社で買わはったときに、何か目的があって買うてはりまんねんやろ。前の責任者、俺、責任とれとはよう言わん。しかし、かりそめにも4年間実質的に前の市長はやってきはったわけですやないか、計画立てて。その前の、9月で駆け込みで買うてはりますやないか。それを計画立てんとそのままずっときて、変えやなあかんねん、変えやなあかんねんて、それやったらもっと計画立てて、立案してちゃんとやったらええねんやないかい。

俺は絶対反対しまへんで、やると言わはったらそのときは。俺はもともと當麻の人間やけど、當麻の庁舎を潰せ言うると人間でっせ。そんなもん、一々細かいこと言うてたら、葛城市なったら葛城市全体のことを考えて、わしはやってるつもりでんがな。

ちよっと声大きくなったけど。

(発言する者あり)

寺田委員 わかってるがな。大きくなったけどちよっと辛抱してくれ。

だからそういうことで、ちよっとずれてるで。せやからそんなこと言わんと、今岡本委員がおっしゃってるのを、確認済証がないねやないねや言うてきて、あつたということになったあんねんやろ。それはやっぱり、理事者側もそれを言うてきた経緯があるから、ある程度認めやなあかん。ごめんなさいて。私もちよっと誤解してたところがある。私も家を建てた。確認申請あつたらもうそれでええなと思ってた。しかし、ローン組んだりいろいろするには、確認済証がなかったら、確認申請だけではおりまへんねや。ローン組めまへんねや。そ

ういう経緯も、私は昔は、もう申請出したらおりたあるて。私、女房が全部やったあるから、わからんから、そういう誤解もあった。そういう誤解もひつくるめて、理事者側がちゃんともう一遍きちっと説明しなさいよ。経緯の悪いことはこれで済みません、誤解を招くことをいたしました、済みません、しかしながら最終的なこういう方向づけでいかなしゃあないさかいこういう方向づけでやりまんねんと、きっちり話しなさいよ。

今、岡本委員がおっしゃってるのは、確認済証があるのかないのかというておっしゃってまんのやないかい。初めはないない言うて、俺かて初めはないと思ってた、正直。しかし、申請出したらすぐおりるて、私も勉強不足でした、これは。だから、最終的に確認済証がなかったら前向いて行かんということで、はっきりわかったから、その経緯を説明して、是々非々で悪いところは悪いと、反省するところはしてもうて、ほんで前向いていく話しせな、こんなん、委員長、前向いて行かへんど。ということですよ。

溝口副委員長 今さっきも私言いましたように、法を守らせるのが要するに行政なんやから、その見解はきちっと述べないと、建築確認がおりてますかおりてませんかという一般表現は、どの段階の処理が済んでるのを建築確認がおりてるかおりてないか、はっきり物を言わないと。だからそれが今まで何カ月間もかかってきた議論の焦点でしょう。一方は建築確認申請を出して受理されて確認済みが出てます、これで建築確認がありますかありませんかという見解を持つてると、いやいや、物が建ってまた検査をして、検査済証が発行されて初めて建築確認がありますありませんというのが、我々の今の議論の段階で、どちらの議論をしてるかははっきり示さないよ。

今、副市長がずっと経過を説明された中身は、少なくとも検査済証の話ではない。検査済証の話だったら、こんな話にならへん。何でかというて、最終段階までの実証があるかないかや。だけどその途中の段階の確認済証という表現で長々と来てるんです。それで焦点がだんだんと今度は移り変わって、検査済証になってきてる。

ですから、今までの議論の中で、川辺委員は検査済証のことを言うてはるんですよ。検査済証がないからこれは違法建築物であったと。だけど、今までの総務なりこの委員会でやりとりは、建築確認の申請受理のことしか言うてません。

山下市長 そんな話してない。

溝口副委員長 市長、言いたかったら手を挙げて言ってくれ。

山下市長 いや、ないです。

溝口副委員長 手を挙げて言ってください。

山下市長 言いたいことないです。

溝口副委員長 そんなことを言うてない言うて、私の発言に対して今言いましたやんか。手を挙げて言ってください。

市長。

山下市長 当方としては建築確認というのは、検査済証も含めて使用できる状況を建築確認を済んだと、検査済みまでということで考えております。

溝口副委員長 ではもう一度聞きますが、今までの総務文教なり予算委員会でのやりとりは、どの段

階の言葉での話をしてきたんですか。

副市長。

杉岡副市長 前回は申し上げましたように、建築確認といいますのは建物に対する建築確認、それからそれに対する、擁壁に対する建築確認、この2つがございます。しかしそれを一体的に建築確認という形で答弁をしてきましたところに、説明不足の点がありましたということで、おわびを申し上げているというのは、これは現実でございます。

しかし、本来のこの議論は、建築確認あるなしというのは、建築確認の検査済証があって次の段階に移る、次を何かに利用する、これを再構築して何かに利用するための1つの必要要件になってまいります。今回の議論をさせていただきましたのは、我々はあれを、先ほどこんな邪魔になるやないかというふうな発言がありましたけど、そんなことは一切思いません。今までの貴重な財産を有効に活用させていただく、これは、何回も話をさせていただいてます。邪魔になるから潰す、そんな発言は一切してませんし、そんなことを言われても言えません。我々は貴重な葛城市の財産として受け継いだものをより有効に活用させていただくために、あの城を初めから潰す、潰すためには建築確認あるなし、全く関係ないわけでございます。新たなところに新たな建物の建築確認をとりまして、それで新たに供用を開始するにはやはり検査済証をいただきまして、次にステップをするわけございまして、一切その件に関しましての議論というのは、明らかに我々は建築確認あるなしというのにはかわらず、あの建物は当初から潰させていただきまして、新たな生まれ変わった新給食センターの用地として活用させていただくということで提案させていただいています。

しかしながら、あれは、クライנגルテンである、計画してあるやないか、平成18年に、それまでに新庄町があそこを何らかの活用をするための拠点として買ったものだと、あれをそのまま使うんだという議論で2年間やってきましたが、それが本当に使えるかどうか、どういうことに使われるか、それを私聞きたいです。反対に。そのとき買われた人が、どういう目的でどういうことを、許認可をもうて、あれをそのまま使っていきたいか、どういう目的で買われて、どういう許認可をとって、新たな公共施設として使える、その辺を聞かせていただきたい。そのように思います。

(発言する者あり)

溝口副委員長 まず川辺委員が一般質問されたときの、一般質問後に議長に対して調査案件として取り上げていただきたいという要請を出されてますよね。この趣旨だけをはっきりしていただきたいと思います。

川辺委員。

川辺委員長 私はさっきも言うてるように、やはり計画もなしで購入されたということは遺憾やと思います。そしてまた、言うてますように、建築確認、検査済み、私は最初から検査済みがなかったらこれは違法やと思ってまんねん、はっきりと。それが、検査済みがないから私は違法やと言うてることだけです。こんなの、検査済みがあったら何も言わせません。また使うときも、公共で利用できる場合もあるか知らんけど、あの場合やったら潰さんと利用できへんということですよ。公共事業としては。ただもう私それだけです。違法です、あれは、

完全に。

溝口副委員長 今の川辺委員が、少なくとも一般質問で言われた趣旨の結論的なことを言われてますよね。要するに、建築確認済証がないから、あの公共施設は違法建築物ですと言われてます。それに対して理事者側はどのように見解として持っておるのか。ここをはっきりとおかないと、議論はこの1点なんやから。

矢間部長。

矢間都市整備部長 先ほども言いましたけれども、建築物についてですが、当該建築物は建築基準法第7条の完了検査を受けていない手続違反というふうになります。既存の石積み擁壁については、建築基準法第88条の規定により確認申請が必要ですが、確認申請がなされていない違反工作物というふうになります。

以上です。

溝口副委員長 少なくとも、当委員会に調査案件として付託されている中身は、もう一度読みますが、「都市産業常任委員会に係る付託議案以外の調査事項について。調査事項、給食センター予定地（葛城市寺口1666番地1）の建築物の取得に関する事項。1、葛城市寺口1666番地1にある建築物の取得の経緯及び建築確認の有無に関する事項」ということです。

ここでもうはっきりしたんです。川辺委員は、建築確認の有無は、どのレベルで建築確認があるかないかの見解を持っておられるかというのと、検査済証、これは前の委員会でもお渡ししたと思いますが、建築確認の申請を出し受理されて、建築確認の済証が出ます。そしてその後に検査済証という、最終的にはこれはきちっとした建築物ですよという建築確認の済証というものが、検査済証が出て初めて建築確認の手続の完了が終わるわけです。

ですから、川辺委員の言われているのは、法にのっとってそのまま言われてます。ですから、建築確認済証があるかないかによって、それはないから違法建築ですよと言われてるんです。

せやけども、その前の段階では、それがあつかないかが明確でないから、当委員会に調査案件として出されました。そして今、理事者側は少なくとも川辺委員と同じ見解で、検査済証がありませんから、あの建築物については違法建築ですよと言われてます。ですから、当委員会に付託された調査案件は、これでもう終結するんです。

せやけども、じゃ、この違法建築ですよということが明確になったら、そこで問題は何かあるんですか。当委員会では、これで調査案件が終わるんですよ。何が問題なのかをはっきりしないと。ここから少なくとも、今、副市長なり市長が言われているように、前の段階の行政の、旧當麻町、新庄町のときの話は今持ち出して、新たな葛城市の給食センターをあそこで作ろうという建設的な事業として進められているんですが、今これを振り返って、建築確認がおりてませんよと、違法な建築物ですよということが明確になって何が言いたいんですか。

言いたい人がまず言って、はっきりこのあたりを明確にしないと、この案件なんてもう簡単な案件なんです。あつかないかの話やから。ですから、このあたりをもう委員会としては、私今もう委員長代理として進めてますが、調査案件としてはもうこれで終結するぞと、私と

しては思ってます。ただ、そこで、この調査案件に付随する問題というのは何なんですかと。議員やからそのあたりは忌憚なく、時間を使って言っていたらいいんです。

岡本委員。

岡本委員 今、委員長の方でまとめに入っていたかと思うんですが、矢間部長にお聞きしますが、いわゆる建築確認済証がおりてないと違反建築になりますのか。はっきりせなあきませんで。今、委員長そう言うてはりますやないか。

ほんなら、公共の建物についても、私知りませんよ、民間の建物についても、全部検査済がなかったら使えませんか。今、寺田委員がおっしゃいましたやないか。いつから県の方で検査済みをきちっととりなさいと指導がいつからあったんですか、この前、聞いているように。昭和59年当時に検査済みを必ずとりなさいと指導ありましたか。いつ建築基準法が改正されたんですか。それをはっきり委員長なり川辺委員に言うてもらわんと、そんな、おたく、簡単に、第7条、検査済みとってないさかいに手続違反や。そら、法的に手続違反かもしれん。しかし、手続違反としたら、その建物使えへんのか。使えますのんかい。はっきりせなあきまへんがな。今、ここで、何が議論されてますのんや。建築確認済みが無いねん、さっき杉岡副市長が言われたように、総務文教常任委員会こうや、予算委員会、名前出したら悪いかもしれん、名前出せへんだら、どない言われましたんや。建築確認済みおりてない。こんな建物使われへん。こぼたなしゃあない。そこまで言われてまんねんで。今、寺田委員がおっしゃった、誰も私は給食センターを建てるのに反対も何もしてません。ただ、この城をこぼつ理由として、理事者側がそう言うてきたわけですやろ。建築確認済みおりてないねん。使いもできやん建物、こぼたなあかんという理由にするためにつけてきたわけや。それで副市長が、「わし邪魔になってるなんて言うてまへんで。」わしが言うてまんねや。邪魔になるとはっきり言いなはれとわしが言うてまんねん。おたくの方が言うたて言うてまへんがな。そこらをはっきりせんと、このままぱつといかれたのでは、わしかてこれだけ名指しで。

もう一つ聞いたらや。川辺委員の話題を変えたらあかんけど、これ、一般質問で聞いているけど、その当時の理事長誰やと聞いてはるわけや。川辺委員、聞いてはりますやろ。開発公社の理事長、誰やと。

(「もうそれは」の声あり)

岡本委員 いやいや、ここでいかなあかんがな。そのときに、副市長、どない答えてはりますねん。岡本議員やとはっきり名指ししてはりますやないか。違いまんのんか。何を意図して言うてますねん。わしが悪くとっているのかしらんけども、正直言うて、何で川辺委員が今の6月議会にこれを出してきはったのか、意図がわからんわけです。もう既に建物はこぼちに入ってますねんやろ。現物おまへんやないか、今。それになおかつまだ建築確認がおりてない、岡本は悪いやっちゃ、市民の税金使うて。開発公社の原資はどれですか。はっきり説明してくれたらどうでんねん。その当時の理事長、わしですか。はっきりせな、あんたかて川辺委員の答弁に対して、それを言うたはるといふことは、私は悪くとるのやないけど、これは市長も副市長もわかって言うてはるのやと思います。そのときの答弁で、おたくどない言うてくれてはりますねん、城を買うたときに。川辺委員にどない言はりますてんや。9月に

駆け込みで。わしら當麻の議員は金残して、合併持っていかなあかんと思てんねん。何でこない駆け込みで買うてはりますねんという話をしてはりますやないか。そこで副市長答弁してはりますねん。何で9月に買うたんや。そなんまた、寺田委員から言うたら、横へそらすなと言うかしらんけど、どんな約束がありましたんや。合併する前に。両町で解決せんなんやつはどれや、そのためにこの城を買うたん違いますのかい。それがいかにも邪魔になんねんと言わんばかりの話で今来たあるわけですやんか。2年間議論してきた、それもわかりまんがな。わし、何もそらすつもりもおまへんで。しかし、副市長からそういういろんな、まあ言うたら旧のときにどんだけか知りたい。あんた答弁してはりますやないか。川辺委員の質問に対して。それにまだ、こっちの方に振ってくる話しはって、そんな話何ぼでもしていきますけども、今寺田委員が言われたように、貴重な時間やから。はみ出したらあかんと言われてるからふれてないけども、やっぱりこの川辺委員の質問に対して、駆け込みで買うた。これもはっきり、副市長、みんなにわかるように説明せなあきまへんがな。ただ単に言われて買うたのと違いますやないかい。10月1日に火葬場使わなあきまへんのやろ。そんなことを棚に上げて、これだけのことを言われたら、新庄の元の議員もいはりますやんか。議会にもかけてないと言われてますねん。そこまで言われて、新庄の議員もおとなしく黙ってはるのかしらんけど、ちゃんと議会でも話しして買うてますやないか。そんなことまで。

溝口副委員長 質問の趣旨だけを明確に投げかけたってください。今のはもう繰り返しですから。

岡本委員 副市長言うてるから、わし言うてるだけや。

寺田委員 ずれたらあかん。

溝口副委員長 いや、これはずれてませんよ。言うてますけどもこれ。

岡本委員 せやから今言うたはるねんやったら、建築確認、矢間部長、どうですねん。この建築確認だけやったら違反建築になるのんかいな。

溝口副委員長 何回も同じことを言わない。

実は岡本委員が言われている質問内容は、この調査案件にはずれてませんから。少なくとも、建築確認の有無はもう大体結論は出たと、私は見えます。しかし、取得の経緯というのはまだ、今岡本委員が言われているとおりの話なので、そのあたり、川辺委員の一般質問の中でのやりとりの答弁を求められてるんやから、答弁してください。

副市長。

杉岡副市長 過日の一般質問、6月議会の一般質問の川辺委員の質問の中で、私が答弁させていただきましたのは、保存登記の意味合いの部分だったと思います。それと、その当時新庄町の開発公社は岡本さんやったん違うかというふうな質問であったと思います。

実際、その新庄町当時の理事長が誰だったかというのは、その当時私自身認識もはっきりとわからなかったわけで、しかしながら誰も答弁する者もなく、私自身がその答弁をさせていただいた中で、旧當麻のときにはその当時の助役が開発公社の理事長をもっておりました。また先ほど、岡本委員がこの城を買うに当たっての大字寺口との覚書と申しますか、買う原因となった火葬場に関します周辺の対策としての覚書、この部分につきましては、私、副市長になりましてから開発公社の理事長をさせていただきまして、その覚書を見ている中にお

きまして、その当時覚書とそれから買い取りの申し出、町長から理事長に対しまして買い取りの申し出がなされておるわけでございます。その部分が吉川町長に対しまして理事であります岡本助役の理事という名前で記されておりましたのが頭に浮かびまして、当然これはうちと同じような感じの中で、開発公社の理事長は岡本助役だというふうな思いで、発言させていただきまして。後にその件に関しまして、誤りがございましたので、議長に対しまして発言の間違いがあったという旨、その日のうちに申し入れを出させていただいております。

以上でございます。

溝口副委員長 岡本委員。

岡本委員 今、詳しく説明してもうたけど、副市長がおっしゃるように、理事長みたいなのがわかって言うてるわけやろ。私はそうやと思います。そうしかとれませんがな。そういうことを言うてるから、川辺委員は理事長もしてる、助役もしてる、せやから議会にもかけんと買うてとはっきり言うてはるわけですやんか。それを議長に言わはったのか知らん。わしは何も聞いてまへんで。

そんな、人を傷つけると言うたら言い方は悪いのか知らんけど、そこまで言うといて、今、いや間違いましてん、そんなんで済む話と違いまっせ。これだけ岡本は悪いやつやと言われて、それで市長、笑うてはるのか知らんけども、自分の立場に振り返ってみなはれ。ここまでみんなから言われて、悪者扱いされて、それで間違うてましてん。それで済みまんのか。こんな大きな問題ですやんか。開発公社の理事長しとる、助役しとる、自由に買えるやないかと言わんばかりに言われてまんねん。それを、間違うてましてん。そんなんで済まされたら、わしもたまりまへんで。どうでつか、副市長。立場、今、おたく、その立場にいてはるわけですやんか。そうですやろ。責任ある立場でしたら責任とらなあきまへんやんか。そんなものが簡単に言われて、それでよろしいんか。

溝口副委員長 副市長。

杉岡副市長 大変迷惑かけたという認識は持っております。知らぬものは知らんというふうなことで、答弁すればよかったわけなんですけれども、私の記憶の中に開発公社の買い取りの申し出の契約の相手が、その当時の吉川町長と、それから理事である岡本助役というふうなことに、岡本理事ということになっておりましたので、それを記憶違いであったというふうに思います。それが、仕組みれてどうのこうのというふうな思いで発言をされておるわけでは、決してそういうわけではございません。私自身が当然もし打ち合わせがありましたら、間違いなく下調べをしまして正確な答弁をさせていただいたわけなんですけれども、突然のことでございまして、過った発言をいたしまして迷惑かけましたことに関しましては、おわび申し上げます。

以上でございます。

溝口副委員長 岡本委員。

岡本委員 副市長が言うてはることはわからんことないけど、それやったら何らかの形で、これだけ区長も20人から傍聴に来てはるわけですやんか。その人らみんな、岡本は悪いやつやと思ってはりまんねんで。ここで謝ってもうて済む問題と違いますがな。市長、どうですか。これ、

全体として、やっぱり新聞に載せてもらうか、広報に載せるか何かの形で、決着を載せてもらわないと、岡本議員というのは悪いやつやというので今も通ってるわけです。どないしてこれを解消しまんねや。できまへんで。そこらをはっきり、建築確認済みがあったということをはっきりしたわけですよ。それに対してさっきも、まだ部長、答弁漏れてるわけやけど、検査済みがなかったら違反建築ですか。そこもはっきりしておいておくれなはれや。そうやってきたら、もっと言うとしたら、わし、どこの場所かわからんけども、少のうても公共と言われる建物全て検査済みが全部おりたあとと、断言できますな。

溝口副委員長 矢間部長。

矢間都市整備部長 先ほども申しましたけれども、当該建築物は建築基準法第7条の完了検査を受けていない手続違反ではありますが、当該建築物が建築基準関係規定に適合していないというような実体違反を確認しているわけではありませんので、違反建築物かどうかというのはわからない、答えようがないということです。

以上です。

溝口副委員長 ちょっと待って。質問3つぐらいあったでしょう。

市長。

山下市長 先ほど私の名前をあんところで悪く使われたということでございますけれども、議会の中で議論し、なおかつ副市長が議長に対して文言の修正、削除等の申し入れをさせていただいて、それをお認めをいただいたということでございます。議会の中では私もいろいろな、一般質問とか他の質問の中で、あたかもいろいろと悪いことをしているというような表現をされるようなこともございますけれども、それはあくまでも議会の中でのやりとりでございますので、議会、議長を初めとして、皆さんの中でどういうふうな表現が適当なのかということは議論されるべきであろうというふうに思いますし、言論の自由というのを保障された中でやりとりをされる。ただ、個人名に関して、これから出していくことはいろいろと考えながら、ある程度のラインというのを引いてやっていくべきであろうかなという、個人的な見解はございますけれども、あとは議会の方に委ねるべきであろうというふうに思っております。

溝口副委員長 1点、市長の今の発言の中に、副市長から申し出がありましたか。事務局。

寺田事務局長 出ていません。

溝口副委員長 ないよな。それ、私も確認してるんやけども、一般質問に対する答弁の議事録の中で、少なくとも個人名に対しての削除の申し入れは、岡本議員からは申し入れがありましたけども、理事者側からの申し入れはないですよな。だから、市長は誤解してます。

山下市長 議長に対して。

溝口副委員長 議長に対して出てるのか。副市長から。

寺田委員 出てないやん。

溝口副委員長 出てないやん。だからそれは出てないんやから。

寺田委員 ちょっと俺に言わせて。

前議長の状態は知りません。私が議長になってからは、口頭では受け付けておりませんが、

岡本委員がおっしゃったように、口頭で削除してくれと、これはだめ。書類で出してくださいと。残したいからということやっておるわけですが、事些細な、大勢に影響のない些細なことでしたら、ある程度の判断で私がやっておるつもりですが、事こういふことになると、やっぱり本人の了解もいただかなあかんし、いろいろな状態も鑑みて話もせなあかんから、一応書類で出してくれということですが。

溝口副委員長 だから、市長、今、思い違いをされてますので、訂正しておいてください。

市長。

山下市長 その部分につきましては、もう一度調べて。訂正をさせていただきます。

溝口副委員長 それともう1点、何やったかな。現在の建築確認というのは済証がないと、要するにそういった公の、そういうものについてはどうなのかという見解はないんやな。理事者側として見解ははっきり言うておかないと、これ、一般市民の方は全て建築確認が云々となったときに、行政が指導して法律を守らせる立場として、きちっとしとかないとだめです。だから、岡本委員の言われるようなことは、いいかげんなことですよとはっきり言うておかないと、建築確認は済証がないとだめですよと言っておかないと、法律を守らせる側が、ちょっと言葉を選んで慎重に答えていただかないと、議事録に載りますよ。

市長。

山下市長 このことにつきましては、しっかりこちらの方でも調べさせていただきます。ただ、今回の議論は、市が建てたものの建築とか確認済みとか検査済みとかという問題ではなく、検査済証がない建物を買ったかどうかという議論だと思いますので、そのことについて全く私は、これは見解が異なるというふうに思いますので、そのほかのことについては内部で調べて、どのような形になっているのかということは確認をさせていただきたいと思います。

溝口副委員長 当委員会というのは都市産業常任委員会ですので、少なくともそういう建物とか公共施設、道路も含めていろいろな法律の中での準行をしながら、議会として委員会として判断をしていく委員会ですので、調べて何らかの委員会に報告してください。

今言うこの1666番地1の建築確認の件についてはもう終わってますから。検査済証がないということで、川辺委員は質問されて不法ですと言い切ってはるし、それを受けた理事者側は、法を守らせる立場としても、それは検査済証がない建物ですとなってるから、だからこのあたりはもう今後議論の、上げてくること自体が非常におかしいんですよ。もう見解が一致してるんやから。

ただ、岡本委員は検査済証云々ではないよと言うてはるけども、それは岡本委員は岡本委員の見解ですので。

岡本委員 いやいや、ちょっと待ってください。

溝口副委員長 どうぞ。岡本委員。

岡本委員 委員長、岡本委員の見解いうて、それははっきり部長に説明してもらわなあかんし、市長かて調査しますて、そんなんおかしいですよやないかい。建築基準法みたいなものはいつからできてまんねん。その後において県の指導はいつからになってまんのや。そんなこと今、委員長に何も責めてると違いまっせ。検査済みが無いからと言われたら、当初の川辺委員が

質問してはる内容と、こんなの全然違いますがな。川辺委員は、土木へ行って調べたら検査済みがなかったらあかんと言われて、そんな話と、今、矢間部長が言うてる検査済みがなかったら、ほんならこれ個人の家でも何でも、使用も何もできまへんのかい。違法建築ですいうて、そんな決めてもうたらあきまへんで。この委員会で。

溝口副委員長 いやいや、わかってる。当委員会に調査を付託されたのは、この葛城市寺口1666番地1にある建築物の建築確認の有無ですよ。ですから、私はこの調査案件に基づいて発言してるんです。一般的な考え方は、今市長が調べてきちっと委員会に報告しますよとなってるから、了解した。それ以外のことをここで、建築確認がどうやこうやとかって、議論したら大変なことや。拡散してしまうで。

理解できませんか、私の言ってることが。

岡本委員。

岡本委員 いや、だからもう一遍言いますやんか。今委員長がまとめてはるのはわかりますやんか。私の言いたいのは、建築確認済みと検査済みと別のものやろということ言うわけです。今、委員長がおっしゃるように、建築確認の有無について調査委員会を、これ設けとるわけですやろ。せやから、その建築確認のあるのかないのか、そんな、検査済みまで飛んだらあきまへんがな。

溝口副委員長 ちゃう、ちゃう、ちょっと待つて。

岡本委員 せやけど検査済みなかったら、それは行き過ぎ違いますの。

溝口副委員長 岡本委員、わかるけどね、少なくとも行政の考え方を今明確にしたんですよ。だから建築確認の有無というのは、建築確認の検査済証がないと、これは建築確認があるなしというのは言い切れないと言うてはる。これが法律上の結論です。

だから、少なくともそれ以上のことについては、この1666番地1に対しての話だけをまず結論づけないと、よそまでのことをどんどん話しすると、調査から逸脱しますから。その件だけですよ。

岡本委員。

岡本委員 矢間部長、もう一遍聞きますけども、部長、これ、県の方に、高田土木なり県庁に何遍も出向かはったのか、電話しはったのか聞いてはるわけですやろ。高田土木の見解はそうなってまんのか。さっき言われたように。検査済みなかったら、違法建築と言わんと言うてはるけども、今委員長の話やったら、検査済みがなかったら建築確認済み全部おりてることにならへんと、こう言うてはるわけですやん。そこをはっきりしてもらわんと、今、川辺委員が言われた、建築確認がないから、使いようがないからとか言われてますねんで。そこをはっきりせな、市長何言うてまんのんや。市長、どうなんの、検査済みなかったらあきまへんのか。それ、いつらか検査済み、県がやかましく言うようになりましたんや。そこまで、ほんなら、検査済みやかましく言うてましたんか。

山下市長 そんな議論ではないやん。

岡本委員 何が議論ないのよ。

山下市長 そんな議論ではない。

岡本委員 建築基準法第7条言うてますやないか。そんな議論がないて、おかしいですがな。

溝口副委員長 暫時休憩します。

休 憩 午後3時12分

再 開 午後3時29分

溝口副委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

岡本委員の発言について。

生野市民生活部長。

生野市民生活部長 市民生活部の生野でございます。かわって答弁させていただきたいと思います。

委員長、再度ご了解お願いできますか。

溝口副委員長 いいですよ、はい。

生野市民生活部長 先ほど来からの違反建築物かというような問いであったかと思えます。それにつきましては、高田土木の見解のもとに、先ほど矢間の方からご説明申し上げましたように、7条の完了検査を受けていない手続違反と。その中で高田土木といたしましては、あの1666番地1の建物、当該城につきましては、建築基準関係の規定に適合しているか不適合であるかの実態を調査しておりませんので、確認はできないというような返事をいただいております。前回の7月8日の委員会の方で、私が説明させていただいたわけですが、建築確認申請はあるが検査済みはおいてないということの中で、適合か不適合かという中で、解釈といたしましては、建築基準法の12条報告をもちまして、高田土木の方で適合するか不適合かという判断を願うわけでございます。その中で、建築確認申請の確認済証はありますが、副本がないものでございますので、一から建築士が図面を起こしまして、基礎なり構造なり配筋の調査を行う。その中でもう1点、既存石積みの擁壁については88条の規定によって確認が必要ですが、されてないということですので、それにつきましても当然是正をしなくてはならないというようなことと解釈をいたしております。

それと、当然あの建物につきましては、あの当時使用すべく購入いたしておる建物でございますので、当然この方につきましても、今申し上げました12条報告をもちまして使用できる建物にまずはして、それから増改築に当たっていくような順になろうかと思えますので、あくまでも、あの当時、町当時に買わせていただきまして、今現在は市になっておるわけですが、既存の建物につきましては取り壊して給食センターの建築に順次進んでいるわけですが、ただ、使えるかということになりますと、今申し上げましたように、やはり検査済みがない以上はそういう建築基準法の12条報告に基づきまして、ちゃんとした検査を受けて、適合の建物かという判断を行政庁にさせていただきまして、利用目的による増築、改築等に順序立てて進んでいくような手段であったかというように思っております。

すなわち、建築確認済証はあっても検査済みがないということは、やはり官公庁として万人の方々が利用していただく3階建て以上の建物になりますので、やはりちゃんとした手続を踏んで使用するのが、一番最適な使用方法かというように思います。

以上です。

溝口副委員長 岡本委員。

岡本委員 生野部長からいろいろと詳しい答弁をもうてるわけやけど、何遍も私が言うとするように、この、今、問題になってるのは、建築確認があるかないかというのが問題やわな。今、生野部長が言うてるのは、実際今現在どうやということを言うてるわけやろ。昭和59年当時、今、高田土木の方も県の方もいろいろ調査してもうてるわけやんか。県の見解で、こんな言い方したら怒られるのかもわからんけども、建築基準法、昭和25年にできてあるわけや。6条も7条も。解釈が変わってきた分もあるかもわからんけど、条文は変わってないわけや。そういうことやろ。実際に県がその当時、昭和59年当時、検査済み、それだけやかましい、強行に指導してたか。してませんとはっきり言うてるわけやろ、県の方も。せやけども、今言うしに、平成9年の県の安心安全まちづくり条例、できてきたわけやんか。また阪神大震災があったわけや。その中で、一部建築基準法が改正されて、いわゆる民間にその建築許可、いわゆる建築主事がおって許可できるというふうなことになってきたわけやろ。その中で、検査済みを受けてきちっと安心して住めるようにするというのが県の指導やんか。だから、私の言いたいのは、今きょう現在のことを説明してもらうのではなしに、やっぱりその当時として、いわゆる建築確認済みまでおりたら建物は使えるねんということで、今委員長が言われたように、世間一般そういうことであつたということをはっきりしないと、今、建築確認がどうやこうやと言うている話の中で、検査済みまで飛んでしもたら、話がややこしくなるんちゃうの。県も今、矢間部長の話があつたように、そういう手続、手続違反、今になったらそうなるやろな。せやけど、その当時として、そんな手続違反まで県が強行に指導してきたかということをはっきり皆さん方に知ってもらえるようにしないと、今のことばかり言うてたら、誰が聞いたかて、検査済みなかったらあかんねんとなってしまうけども、少のうても建築主事を置ける県がそこまで指導してきたかということやんか。私は今言うてるように、わしの邪推で、言葉きつか知らんけど、本当に今、生野部長が言うふうに、いろんな検討をされて、例えば12条協議出しましてん、ところがいやこの12条協議の中でこの建物は使えませぬねんとかいうことをちゃんとした中で、これはこぼたなしゃあないというんだつたらわかるけども、何の手続も踏まんと、頭からこぼちまんねん。それはそれで、多数決やからそれでよろしいやんか。今、6月の議会になって川辺委員からどういう意図でこの一般質問をされたのか知らんけども、もう6月20日の一般質問のときはもう既に建物が半分からこぼってしもうてないわけや。ないのに、何でこんな一般質問が出てくるのか。もっと言うたら、またこれ、怒られるかわからんけども、去年の市長選挙も出てきたわけや。今のこれ、市会議員の選挙も出てきたわけや。何で選挙のたびに、この城が出てくるねん。それで名指しで岡本は悪いやつや。そんなことに位置づけられたら、1人の人間、岡本てええかげんなやつやからそらしゃあないかわからんけども、そんな傷つけるようなことを、私はするべきでないと思つてるわけや。

せやから、今委員長にまとめてもらわなあかんけども、今の問題は理事者側から建築確認済みがないということで来たから、きょうここまでやかましくなってきたあるわけやろ。それがあつたわけや。建築確認済みがあつたらあつたで、認めるところは認めたらええんちゃうの。そうせんと、この前の休憩時間中に委員長も言われたように、何ぼ議論したって、わ

しはほかへ持っていくつもりはないけど、副市長の答弁からこうやとか言われれば、わしもついていかなきゃあないというわけ。せやろ。でもそれを時間ばかり費やすのでなしに、1つ1つまとめてやっていかんと、今委員長がおっしゃるように、きょうのこの委員会、何やねん。建築確認の有無やとなったら、検査済みまで今の段階でいくのがええのか。例えば2年、3年前に建ったある建物やったら、それはそういう議論もしていかなあかんやろ。昭和59年。今、昭和何年になるねん。その建物を議論するときに、そんな飛躍した、建物に持っていったら、何ぼ議論したって到達とかするところがないと思う。せやから、認めるものはきちっと認めて、謝罪するものは謝罪をして、そやからみんなに公表してんから、みんなにわかるように、これは間違いでした、間違いでしたというような形できちっとやっていく、そういうふうな委員長の方からまとめてもうたら、こんな貴重な時間割いてもらわんでもいけるのと違いますのんか。私は、委員長、そう思います。

溝口副委員長 生野生活部長。

生野市民生活部長 ただいまのご指摘の回答になるかどうかわかりませんが、この購入当時の担当補佐としての立場として一言申し上げたいこともありますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

今言われております、検査済みの件でございます。これにつきましては、確かに岡本委員ご指摘のように平成11年に設立されました奈良県建築物の安全推進協議会、なら安全安心住まい・まちづくり協議会によりまして、平成11年から厳しくなったというように思っております。当然、検査済みについては建築基準法が、たしか昭和25年であったと思うんですけども、当時からあるわけでございます、その中で平成11年までは検査済みがとられていたのは、奈良県内で約30%、平成20年末につきましては約96%というように上昇をいたしておるわけでございます。

ただ、私、この平成16年のときの担当の都市整備課長補佐といたしまして、上司の方から買う手続の命を受けまして、手続をしたわけでございます。その中で、この中で今議論になっております建築確認申請なり検査済みの確認を怠ったというのも、その当時の担当者としての、今になったらミスかなというように思います。そして、その後、教育委員会の方で調べた中で説明の不十分であったというように把握いたしておるわけでございます。

当然この平成16年6月に上司の方から購入の手続をせよと言われたときに、当然補償建物ではない、今後使用する建物として買うということも受けとったわけでございます。その指示の中で、当然その時点で建築確認の有無、そして検査済み有無の確認をその時点ですべきであったと、何分日も迫っておりまして、そういう時間的な余裕もなく、建物鑑定をお願いして鑑定額が出て契約をさせていただいたということでございます。このことの発端につきましては、当然その当時の担当として調べるべきであったというように、今深く反省をいたしておる次第でございます。

以上です。

溝口副委員長 岡本委員。

岡本委員 今、生野部長がその当時としてそういうふうにおっしゃった。私もその当時おりましたの

で、おたくだけの責任やなしに、私も責任があるというふうに思います。そういう説明をされたら。

私は言うてますように、その当時として、決して私はどうこういうわけやないけども、保存登記もしたある、今、部長がおっしゃるように、補償物件で買う建物と違うわけやから、買取物件、買い取るということは、確かに所有権がどなたにあってその物件を買い求めますということの物件やから、保存登記してない、そんなん買えません、保存登記もしたあるということをしちんと調べてもうてるわけ。せやから、保存登記してあるということは、前にも言うてるように、建築確認がおりてる、検査済みをとらんでも保存登記ができるわけやから。せやから、その当時としては正規の手続を踏んで一応購入したと私は思ってます。そのときに、今、部長がおっしゃるように、建築確認済みがあるのも、まあ言うたらわかっとったわけや。鑑定にもついてますがな。それと、今言うたように、今、川辺委員が見せられたこの建築確認済み、これが行政側、理事者側としていつ県で取得されたのか。私は、そんな理事者を疑うたらいかんけども、初めから確認済みというのがあるのはわかっとるわけ。せやからわしは、総務文教常任委員会でも、ないのは知らんかったと言うとるわけや。あると信じてきてるわけや。せやから、私はその当時としては、こんなにきちっと調べて、私は購入したものであるというふうに私は考えてる。今、部長の立場上、そういうふうにおっしゃらんとまとまらへんということもわかりますけども、やはり誤解のないようにだけしとかんといかんと思うさかい、わしは今説明させてもうてるわけやけどな。

せやから、委員長、さっきも言いましたように、一応建築確認、この委員会については建築確認があるかないかということが、大きな焦点になっとるわけやから、それでまとめていただいたら、一番ありがたいと思います。

溝口副委員長 どうですか、川辺委員。

川辺委員長 今、いろいろ岡本委員がおっしゃっているけど、2年間議論した。それを議論したというけど、これ、私これ手に入れましてんけど、議会に承認を得ているとされていたが、議会には事前の説明はなく同意されていないということです。もともと計画になかった買取やった。こういうことを出されているわけです。堂々と。中身はまた読んだらまた、ほかのこともまた出てくるから中身は読みませんが、こういうことは、明るい葛城市をつくる会というところが出されておるわけでございますが、これは一議員の質問からですと、途中わかったということでございますが、こういうことで、理事者側と共産党側と、これ、そのときは敵ですわ、はっきり言うて。どんと出したはりますねん、これ。ここにも。うちの高井議員もおっしゃってる。平成の大合併、新庄が合併直前に駆け込みで高額の建物や土地を購入したのではないかとおっしゃってます。高井議員が。これは間違いおまへん。出されてます。ほかにもありますが、こんなの読んでたら時間がかかりますので、こういうことが出てますので、どちらがうそかほんまか、これ出てるのはほんまやと思いますねん、わし。恐らく。新庄町のときに。だから今、議論したとかおっしゃってるが、何の議論もなしで、議会には事前の説明はなく同意もされていないと書いてますねん。これが事実だったら。そこらがわし合点きまへんねん。

岡本委員、さっき、2年間議論したと言うてはった。ほかの議員も何か予算委員会か何かのときも議論したとおっしゃってるのを、わし聞いてますねん。これ、どっちがほんまですか。わしも理解に苦しみます。本当に。これ、出たやつは残ってまっせ。わしもあと家に5、6枚ありまんねんけど、ちょっとよって見てただけで、これ今3枚持ってただけで、中身読んでたらまたいろいろごちゃごちゃなるから申し上げませんが、これは皆様のご判断にお任せします。

岡本委員 委員長、よろしいか。

溝口副委員長 反論とかそういうのはだめですよ。

(発言する者あり)

溝口副委員長 これは意見ですな。意見やからね。

川辺委員長 そうそう。

阿古委員。

阿古委員 一体何をしたいのかが、全然わからない。というのは、今回給食センターを建てるということで、今のお城があったところの話の中で、いろいろ意見があった中で、これ、聞いていると、理事者サイドの答弁がいいかげん過ぎるというのは非常に感じる。というのが、建築確認はやっぱりあったのであればあったと、これは謝るべきです。それともう1点。個人名を出して議場で発言するに当たって、後で訂正を入れなくてはいけない。責任者が誰だったのですかと言われて、それを安易に個人名を出して、そして答弁を入れてしまう。そういう姿勢が今回のこういう事態になってる1つの大きな原因やと思います。

せやから、答弁については素直に理事者サイドとしては謝りを入れるべきやと思います。せやから、私たち、川辺委員も質問されてる中でも、理事者の答弁を聞いていろいろ判断されているわけです。それで新たに質問もしていくわけやから、その答弁自身が間違っていれば、間違った結論になることも大いにあるわけやから、その辺は肝に銘じて考えるべきやと思います。

せやから、今回の案件について、まず反省すべきは理事者サイドの答弁の甘さ、事実関係の確認のなさです。その辺はまずちゃんと釈明して謝るべきです。それがスタートラインやと思います。そうでないと、この議論は進んでいかない。

現状として、これが給食センターになっていきますというのは、ある一定皆さんがもう理解しているわけですよ。せやから、何とかいいものをいい方向にという、本来の目的とは違うところでこういう議論をしなくてはいけない。情けない。まずその辺を、僕はちゃんと理事者サイドは謝るべきだと思います。

以上です。

溝口副委員長 理事者側はありますか。阿古委員の発言について。

副市長。

杉岡副市長 先ほどからご指摘させていただいておりますように、過日の本会議に対して、私の答弁の中で、私が記憶しておりますのは、その当時誰であったかという質問で、岡本助役やったん違うかという質問にあって、そのように思いますという答弁をさせていただいたように思

います。それが大きな問題に発展するというふうに思っておりませんでしたし、しかし、先ほど謝罪いたしましたように、個人の名誉を著しく傷つけて、そういう印象を与えてしまったことに対しましては、深く反省をいたしております。

しかし、この発端に至ります建築確認云々のことに関しましては、先ほどいろいろ今までの議論の中で議事録等を見させていただきました中で、建物に対する建築確認か、また擁壁に対する部分か、これはやはりその質問の意図等をはかりかねて答弁をしたというふうに思っております。したがって、言葉足らずであった点等を踏まえまして、8日の前委員会につきましても、冒頭私の方から謝罪申し上げまして、皆さん方には多大な迷惑をかけたこと、このように思っております。

しかしながら、全てが誤った答弁であったという認識も持っておらないというのも、事実でございます。

以上でございます。

溝口副委員長 ほかにありませんか。

川辺委員。

川辺委員長 感想といたしましては、当時の助役だった岡本議員が委員外議員の発言で、あの物件に関しては保存登記してあるから買うのは問題ない、それに保存登記してあるから建築確認がとれてるものやと思ってたので、建築確認がとれていないのは知らなかったと言われたと聞いております。

私は知らなかったら知らなかったでよかったと思っておりますが、やはりそういう気持ちで、知らなかったら知らなかったもええがなという気持ちでございましたが、やはり議員に対して謝罪の一言でもかけていただいたら、もうそれで済んだのかなと、私個人的には思っております。

しかし、ここまできたら、本人の反省の姿勢も見られない、当時の公職として何も仕事をされていなかったのか、汗もかいていなかった、この違法な土地を購入されたのは、職務怠慢としか言いようがない。

税金の無駄遣いですが、払いたくても払えない住民がたくさんおられます。しかし、住民の皆様は汗をかきながら働いて納期内に払えなかったら、役所の方から督促状が来ますね。また、おまけに延滞金もついてきます。高い延滞金です。14、5%やと思いますが、これも皆高い金利を払うのも国民の義務やから、皆さん苦しい中でも納税されておられるわけでございます。納税の血税、私も税金で給料をいただいております1人といまして、胸が痛みます。

結論といたしましては、何の計画もなく購入された土地建物が何の値打ちもなく、市民の税金を無駄遣いを通り越した損害金を与えてきましたことは、公職の職務怠慢、また公人議員としてもおられることは非常に大きな責任です。

以上でございますが、これからも私は公人として疑惑のある公人には徹底的に追及していきたいと思っております。

最後に、給食センターの完成を目指して頑張ってくださいと思います。

以上でございます。

溝口副委員長 岡本委員。

岡本委員 川辺委員からそういう発言をされたら、私も黙ってるわけにもいかんし、今、総務文教常任委員会で保存登記したある、建築確認とれてないの知らなかった、それは、おたくはそういう解釈をした。確認がとれているから保存登記したあるとわしは言うてるわけで、保存登記、建築確認済みがとれてない、知らなかったって、とれてると思ってるさかいこう言うてる話と、今おっしゃるように、そんな、反省の色がないとか公職にある者で税金の無駄遣いとか言われたら、それはちょっと、川辺委員、言い過ぎと違いますか。今、何を議論してきましたんや。建築確認済みがないからということできましたやろ。何遍も同じ話をするのやないけど。それに対して、今、建築確認がおりてまんねんやんか。それで、開発公社は市民の税金でっか。そういうことを、個人攻撃されたら、私も言わざるを得ん。これだけ川辺委員も自信を持って建築確認がないねん、ないねんと言うて、今になって検査済みや、誰が知恵入ったあるのか、それは考えて言わはったのか知りまへんで。それは知りまへんで。わしはつかんでないわけやから。そやけどそこまで言われたら、わしかてこんな黙ってられまへんがな。そうですやろ。今、委員長が何遍も言うてくれてはる、建築確認のあるかないかというて、この委員会、川辺委員の質問の中でつくってもうたものですやないか。それを、検査済みがどうのこうのと言われて、また今いかにもわしが税金の無駄遣いしたと言われたら、またこれ余計な方へ飛んでいきますやん。理事者の方で本当にこの城をこぼって、税金の無駄遣いがないんかということになってくるから、そんな議論をしてたら、今せっかく委員長がまとめようと思って言うてくれはるやつが、まとまりまへんで。わしはそう思います。

(「もうまとめてくれ」の声あり)

溝口副委員長 この問題について、当委員会は2回ほど委員会を開催して議論してきましたが、1つは明確になったのは、建築確認の有無の見解が双方違うということの発端から出て、それを行政側は明確にしましたので、この点についてはいいんですが、ただ経緯について、今いろいろとさかのぼった話に戻ってきておりますので、このあたり、委員の皆さんにお諮りしたいんですが、もう一度委員会を開いてさかのぼった話に議論をすべきなのか、もう当然ながら新たな市の建設をして10年を迎えようとしているこの時期にどうなのかということ踏まえて、ご意見をお聞きしたいと思います。

各委員のお考えを述べていただきたい。

岡本さんは今言われたので、多分継続でしょう。

阿古委員。

阿古委員 この事の発端というのは、建築確認、結局は表現の仕方やと言わはるけども、明らかに表現のミスやと思います。ミスがあって、そのことについていろいろな議論があったということやと思うんですけども。せやから、もうその時点で僕は謝りを、行政サイドが発言の訂正をちゃんと入れて、僕はこれは決着すべきやと思います。それで、責任者云々の話もありましたが、その辺の発言の違いもちゃんと認めて、僕は謝罪して終わらせるべきやと思います。

これを、経緯やというて、合併をするまでに両町がいろいろな議論を、合併するに当たっ

てしてきてますよ。せやから、両町において、僕は当然行政サイドだけではなくて、議員も含めた中でどういう形で合併に持っていくのかというのは多分いろいろな議論があったことやと思います。せやからそれを今持ち出して、では両町時代にどんな議論があったからどうなったんやということになれば、そんなんやったら葛城市もう一回解散しますかという話にしかならない。せやから、これはちゃんと、行政サイドが発言のミスについてはちゃんと謝りを入れて、発言訂正を入れて、それをどういう具合に市民に知らせるべきなのかということも考えて、僕はそれでもう決着を終わらせるべきやと思います。

以上です。

溝口副委員長 寺田委員。

寺田委員 私の考えは、今岡本委員、川辺委員長といろいろ、先ほど来からバトルしてはりますが、委員長にお願いしたいのは、いろいろお互いに考え方が違うしやり方も違うところで育ってきたから、葛城市になっていろいろ考え方も違うと思うんですが、ここでやっぱり、大局の見地に立って、私の考えでしたら、委員長に一任してお任せして、もう一回開くか今回で終わるかということの決断をしていただきたいということのお願いです。もう、こんなの引っ張って行って過去の、合併前とかあるいはいろいろな成り行きとか、こんなのやっていたらきりが無いと思います。せやから、私の考えでしたら、一応委員長にお任せして決断していただきたいということでございます。

溝口副委員長 それでは、川辺委員は今いろいろ述べられたんですが、結論的に今述べられたことについての追及をもっとしていきたいということなのかどうかの意見をお聞きしたいと思います。

川辺委員。

川辺委員長 私ももう皆さんご存じのように、選挙も間近やと思いますので、この辺で何ぼ追及したかてまとまりにくいから、何回もせんと、同じするのやったら最後までやりたい気持ちでいっぱいですが、今議長がおっしゃったように、やはり委員長にお任せするという立場で、私もよろしくお願ひしたいと思います。

溝口副委員長 岡本委員。

岡本委員 きちっと、今、委員長がおっしゃるように、行政側も一応経緯はこうであったと、ミスはミスとして認めて、市民に対してこういう形でそれを公表しますということでもらえるのであれば、私は先ほど言いましたように、何回開いて、さかのぼっていったって。私も言われたら言い返さないかんわけやから。そういう形でおさめてもらえるのであったら、私はきょうのところで結構やと思います。ただ、何もなしに終わるということでは困ると思いますので、きちっと市民にそれを知らせてもらう、そういうことであつたら、きょうはこれで終えてもうても私は結構やと思います。

溝口副委員長 副市長。要するに、この委員会の結論として、理事者側から結論づけるとする意見として、きちっと述べていただきたい。その後、私の委員長の一任になってきてますので、最後に述べて終わりたいと思いますので、よろしく。

副市長。

杉岡副市長 まとめになるかどうかというのは、いささか不安な点がございます。やはり、それぞれ皆さんが責任ある立場で市民の代表として、答弁なりまた質問されているというふうに認識しております。我々もできる範囲でできるだけ事細かく調べまして、それに対して真摯に答弁するのが、これは責務でございます。

しかしながら、時にはその質問の内容等をはかりかねて、言葉足らずな答弁のあり方がございます。また、勘違いと申しますか、うかつとして違ったことで答弁をしてしまう、これに対しまして、多大な迷惑をかけておることも事実であろうと思います。その辺は深く反省を申し上げます。

しかし、やはり人それぞれの立場におきまして、成熟した中での議会運営、我々も含めましてその答弁に対しまして誠意を持って答えるのが本意であろうかと思えます。皆さんも、それぞれの中で高度なご理解をいただきまして、賢明な判断をしていただけたらありがたいかなと思えます。

ただただ今までの議論の中では、それぞれほんまになかなか言いあわせられないような、それぞれ過激な発言等がございました。そういう本人も、私自身もそのように発言をしてしまっておるといふ事実がございました。その辺は深く反省をいたしまして、今後こういうことのないように、答弁には慎重に答えさせていただきたい、このように思っております。

以上でございます。

溝口副委員長 川辺委員に最後に、この委員会に付託案件として議長に申し入れをされてこの委員会、こういった調査案件として取り上げて今活動しているわけですが、川辺委員のこの今までの委員会として、これで了承をいただけるかどうかの話を、一言だけお願いします。

川辺委員。

川辺委員長 了承何やかや言うて、委員長にお任せしたあるのやから、委員長に一任させていただきます。

溝口副委員長 それでは、当委員会に付託されました調査案件としまして、給食センター予定地（葛城市寺口1666番地1）の建築物の取得に関する事項。1、葛城市寺口1666番地1にある建築物の取得の経緯及び建築確認の有無に関する事項につきましては、委員長を、進行役としてお任せいただきましたので、取りまとめをさせていただきますが、これまでの議論の経過の中で、少なくとも理事者側が答弁してきた内容の中に、謝罪する部分があるということを委員の皆さんのご一任をいただきまして、岡本委員からすればこれを何らかの表現として市民に知らせるべきということですが、当委員会の委員長報告をこの9月議会に行いますので、その委員長報告の議事録をもって、各市民の皆さんなり、ましてや次の議会だより等々でお知らせして、終結を図りたいと思えます。

結論を申します。当調査案件として上がってます葛城市寺口1666番地1にある建築物の取得の経緯及び建築確認の有無につきましては、理事者側及び質問者としては、建築確認の確認済証をもって建築確認の有無を認識していたということですが、当時の状況からすると、この建物が建築された当時、建築確認というのは申請をし受理された時点での建築確認の有無ということの考え方で進んでたという部分で、一部建築確認の有無という事象が、少し見

解がずれていたということでもあります。ですから、この件につきましては、建築確認が当時
はあったということで進んでおりますので、その認識でこの委員会は終わらせていただき
たいと思います。

経緯につきましては、皆さん委員の方が述べられましたように、当時の旧町の時代の事象
でありますので、掘り下げてこれを議論するということにつきましては、これまでの2回の
中でもそうですし、総務文教常任委員会でも行われた議論でありますので、このあたりで皆
さんの新たな葛城市の建設のために向かっていただきたいと思います。

当予定地は、給食センターを今後建設するというので、現在取り壊しも進んでおりま
すし、新たな葛城市の子どもたちの給食を賄う拠点として立派に建設され、そして活躍される
施設になりますよう、皆さんのこれからの配慮をよろしく願いして、当委員会を終結した
いと思います。

よろしいでしょうか。よろしいですか、委員の皆さん。

(「はい、結構です」の声あり)

溝口副委員長 それでは、この調査案件につきましては当委員会の調査を終結いたしますので、よろ
しく願いいたします。

ここで、川辺委員長と職務を交代いたします。

(正副委員長交代)

川辺委員長 副委員長、ありがとうございました。

それでは、本件調査は終了となりましたので、9月6日から開催される予定の9月定例会
において、本委員会の調査結果として委員長報告をさせていただきます。

本日の調査案件は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員から発言の申し出があれば許可いたします。

白石議員。

(白石議員の発言あり)

(阿古委員の発言あり)

(寺田委員の発言あり)

(白石議員の発言あり)

川辺委員長 ほかにございませんか。

春木議員。

(春木議員の発言あり)

川辺委員長 ほかにございませんか。

西井議員。

(西井議員の発言あり)

川辺委員長 ほかにございませんか。

吉村議員。

(吉村議員の発言あり)

川辺委員長 ほかにございませんか。

中川議員。

(中川議員の発言あり)

川辺委員長 ほかにございませんか。

寺田委員。

(寺田委員の発言あり)

川辺委員長 阿古委員。

(阿古委員の発言あり)

(白石議員の発言あり)

(阿古委員の発言あり)

(白石議員の発言あり)

(阿古委員の発言あり)

川辺委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

川辺委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

委員の皆様には大変長い時間、委員会、本当にありがとうございました。また、あしたから研修でございますので、英気を養っていただいて、全員参加ということで、またあしたからよろしく。研修に頑張りましょう。

閉 会 午後4時37分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

都市産業常任委員会委員長

川 辺 順 一

都市産業常任委員会副委員長

溝 口 幸 夫